物件番号 66

所	在 地	北海道北見	<b></b>	「48番16、同	番18	6、同番571、同	番572、同番58	35.68	番15、同	番16、	司番 1 7		
,.,			1- 1/4 1-1	, тошто, р.	, ш т о	о ( р.т. о г.т. )	, ш о , <b>д (</b> р, ш о о		ш т о ( ).	,што(т	,шт,		
住居表示		同	Ī	所									
現況地		宅地		6, 785. 89 m <sup>2</sup>						工作物	一式		
及で	び面積等									立木竹			
	地	平 10来	16	40平10C		48番571	48番572	10-	番585	69	番15		
<b>彩 </b>	2 簿 地		48番16 宅地		48番186 宅地		年 名 名 名 名 名 名		<del>11                                   </del>		全地		
五 山	数数		245. 79 m²		889. 07 m <sup>2</sup>		965. 91 m²		. 80 m²		. 69 m²		
記載:	事項地				68番17		505. 51 III	102	. 00111	042	. 03111		
口口牛人	地		宅地		宅地								
	数			1, 000. 391	n²					+			
		<u> </u>	11111	舗装市道	11	幅員約	J 27.0 m	I	(法第42	条第1項第	1 号道路)		
接面		上東側 下記参考事項欄のとおり							(法第42	条第1項第	3号道路)		
$\sigma$	状 況												
	1/1 1/1												
		市街化区域											
	7=1-127	用途地域 第一種住居地域											
	乗 郁 築 市	地域・地口											
法	建築基準法	建ぺい幸		60%									
に	準曲	容積率		200%									
基	14 14	高度制限		旨定なし									
法令に基づく		防火指定		旨定なし									
制		・都市計画		・景観法・宅	2地造	成及び特定盛土等	規制法 ・水防法	・土場	<b>美污染対</b> 第	き法・者	『市再生		
限	そ	特別措置沒	5										
	(J)												
	他												
壬/ 、岩	の負担等	章 私道負担	無	負担の内容				*	:別葉「補	足説明事	[項] 参照		
に関	する事項	道路後退	無	負担の内容									
/II	for more	は は給処理施設 配管		<b>萱等の状況</b>		施設整備状況			施設整備の				
供 紿	2 処理								特別負担の有無				
				道路配線 有		_				_			
+/ <del>-</del> - ⇒л.	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □			道路配管 有					1				
施設の概要				道路配管 有 道路配管 有					有				
** F	名 <del>1</del> 秋 月 月	都市ガス	<b>汝</b> 則進	路配管 有									
父证	通機関	バス	北見バ	・っ 『おロロ	· ch ch 1	信 切まえ 本生生							
V 1	+施設	/ /			中天』	停留所まで徒歩」	(万 立東小学校		가 E +	立南中学	ł-t-		
		除照してくだ∶		<b></b>		4.兄川2	<u> </u>		11.	<b>立</b> 角中子	1X		
	別紙で多	を思してくた。	9 V '										
<b>≠</b> ≥													
参													
考													
事													
#													
項													
						フェルの全土海か							

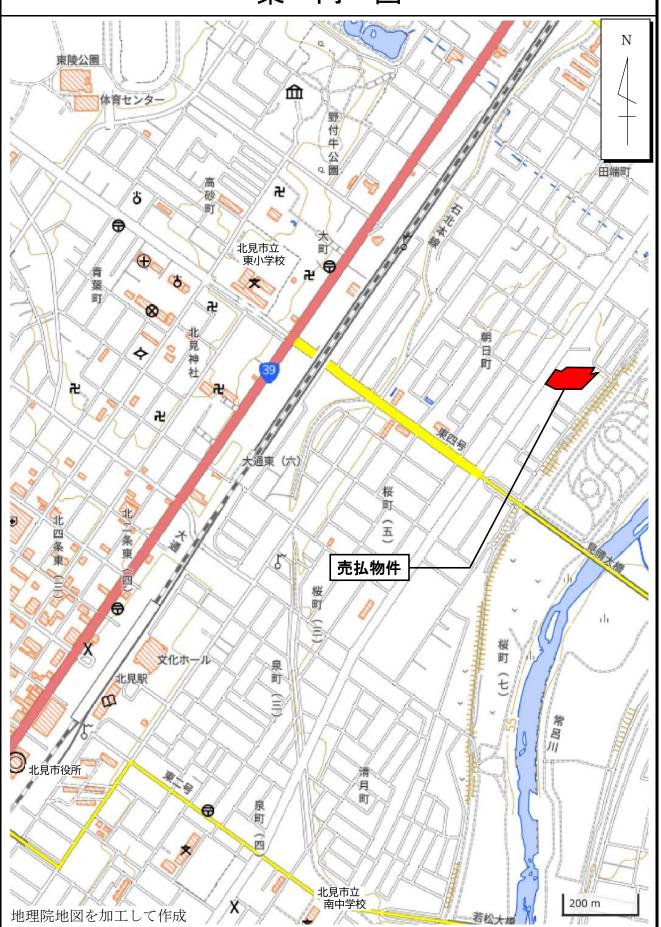
- ・当該物件のうち、48番16、68番16及び68番17については、利用状況により下水道受益者負担金(1平方メートル当たり 62円を土地面積に乗じた金額)を支払う必要があります。詳細については、北見市に照会願います。
- ・当該物件は、開発行為をしようとする場合には、都市計画法第29条の許可を受けなければなりません。
- ・当該物件は、宅地造成等工事規制区域に指定されているため、宅地造成等に関する工事を行う場合には、事前に北海道 知事の許可が必要になる場合があります。詳細については、オホーツク総合振興局 網走建設管理部 建設指導課に照会 願います
- ・当該物件を含む周辺地域は、北見市洪水ハザードマップにおいて、浸水想定区域に該当しています。詳細については、 北見市に照会願います。
- ・当該物件は、北見市立地適正化計画で定める都市機能誘導区域外に該当するため、一定規模以上の誘導施設の開発、建 築等行為を行おうとする場合は、都市再生特別措置法に基づき北見市長への事前届出が必要となります。詳細について は、北見市に照会願います。
- ・当該物件の北東側接面道路は、建築基準法第42条第1項第3号の道路敷地となっておりますが、高低差等があるため、現 状においては建築基準法上の接道とみなされない可能性があります。詳細については、北見市に照会願います。 ・当該物件の北東側接面道路とは高低差等があるため、現状において車両の進入はできません。
- ・当該物件の北西側接面道路には、植樹帯及び標識があり、西側境界線付近に鋼製フェンスがあるため、現状において車 両の進入は一部からしかできません。
- ・当該物件の北側隣接地からアスファルト舗装が越境しています。
- ・当該物件の北東側隣接地から物置及び物干し竿が越境しています。
- ・当該物件の東側隣接地から物置及び物干し竿が越境しています。
- ・当該物件の南側隣接地から樹木の枝が越境しています
- ・当該物件の南西側隣接地からコンクリート土留が越境しています。
- ・当該物件の東側で隣接地とまたがってコンクリートブロック階段が設置されています。
- ・当該物件内には、高低差があります。
- ・当該物件内の筆界で、隣接地と接する直線状にある境界標について、不存在のものは「無標」と記載しています。概要 図でご確認ください。
- ・当該物件内には、マンホール、コンクリート土留、ポール(仕切弁)が設置されています。
- ・当該物件内には、車止め、アスファルト舗装があります。
- ・当該物件内は、一部水はけが悪くなっています。
- ・売買契約書に、「買受人は、売買物件が売買契約書添付の物件調書等(別紙)記載の内容であることを了承したうえ、 売買物件を買い受けるものとする。」との特約条項が付されます。

所 在 地 <sup>北見市朝日町48番16、同番186、同番571、</sup> 同番572、同番585、68番15、同番16、同番17

物件番号

66





※案内図は、現在の周辺状況と異なる場合があります。

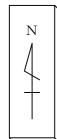
所 在 地

北見市朝日町48番16、同番186、同番571、 同番572、同番585、68番15、同番16、同番17

物件番号

6 6

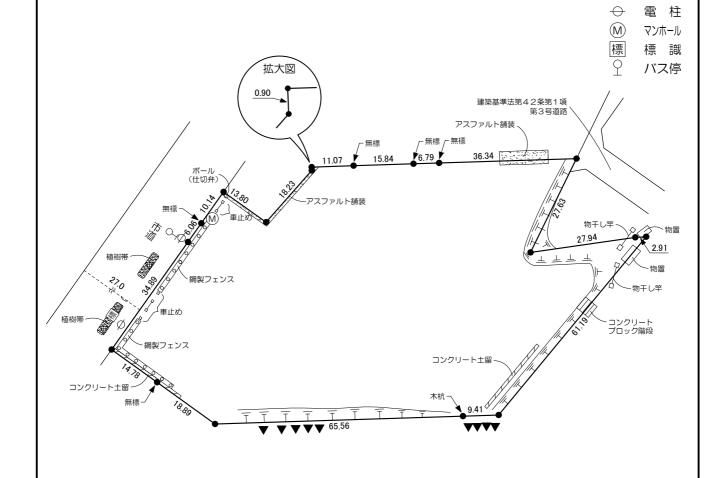
概要図



樹木

街路樹

#



物值	牛番	号	66	
所	在	地	北見市朝 同番585、6	日町48番16、同番186、同番571、同番572、 68番15、同番16、同番17

